

## 和歌山駅東口及び西口広場植栽管理業務 仕様書

和歌山駅東口及び西口広場植栽管理業務は、この仕様書によって実施するものとするが、この仕様書に示されていない事項で軽微な業務は、和歌山市の指示で実施するものとする。

### 1 剪 定

- (1) 樹木の剪定及び刈取り、枝の運搬処分を行うこと。
- (2) 剪定、刈取りは、年1回とし、時期等は和歌山市の指示に従うこと。
- (3) 通行人又は車両が樹木の影響で標識等の認識に支障をきたすおそれがあると和歌山市が判断した場合又は伸びた樹木により通行に支障をきたすおそれがあると和歌山市が判断した場合は、和歌山市の指示により1(2)とは別に随時、強剪定を行うこと。

### 2 除 草

- (1) 委託範囲内の除草とその処分作業を行うこと。
- (2) 除草は年6回実施し、時期等は和歌山市の指示に従うこと。

### 3 消 毒

- (1) 委託範囲内樹木の消毒作業を行うこと。
- (2) 消毒は年1回実施し、時期等は和歌山市の指示に従うこと。

### 4 施 肥

- (1) 委託範囲内樹木の施肥作業を行うこと。
- (2) 施肥は年1回実施し、時期等は和歌山市の指示に従うこと。

### 5 工程表の提出

1から4の実施時期が分かる工程表を契約締結後和歌山市に提出すること。

### 6 契約の履行において必要な許可、資格等

本契約の受託に際しては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する造園工事業に係る技術者を直接的に雇用していることを条件とする。なお、当該資格等の保有状況を確認するための書類（資格証の写し、雇用を証する書類の写し等）を契約締結後和歌山市に提出すること。

### 7 その他

- (1) 樹木の剪定及び刈取り等の処分は、受託者が場所を確保すること。
- (2) 作業中は、事故等の防止対策を講じなければならない。
- (3) 作業に伴う水、道具及びゴミ袋等は、乙が負担する。

### 8 植栽内訳

| 項 目 |    | 回数 | 西口数量 | 東口数量 |
|-----|----|----|------|------|
| 剪定  | 高木 | 1  | 24本  | 50本  |
|     | 低木 | 1  | 358㎡ | 270㎡ |
| 除草  | 人力 | 6  | 358㎡ | 270㎡ |
| 消毒  | 高木 | 1  | 24本  | 51本  |
|     | 低木 | 1  | 358㎡ | 270㎡ |
| 施肥  | 高木 | 1  | 24本  | 51本  |
|     | 低木 | 1  | 358㎡ | 270㎡ |

※ 疑義の質問

入札者は、見積期間中に仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は、文書で道路管理課長あて提出すること。

締切日は、入札日（入札日は、含まない。）から5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合は、その前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌山駅東口及び西口広場植栽管理業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、円（消費税及び地方消費税分円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等で承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査し、若しくは乙に対して報告を求め、又は委託業務の履行に関して乙に必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面で定める。

2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において賠償額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由で発生した損害のために生じた経費については、甲が負担する。この場合において甲が負担する額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故によって乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。ただし、甲の責めに帰する理由の場合は、この限りでない。

（委託業務不履行に係る違約金等）

第10条 乙の責めに帰する理由で委託業務を履行しないときは、委託金の請求はできないもの

とし、甲は、その履行しない部分について違約金を乙に請求することができる。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後にその旨を甲に通知して甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、処理すべき全ての委託業務を完了し、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰する理由で前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、その金額について遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び民法(明治29年法律第89号)第541条及び第542条に定めるもののほか、この契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によって契約が解除された場合に甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、第1項の規定で契約を解除した場合は、委託業務の既履行部分について、確認のうえ、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。その委託金の額は、甲乙協議して定めるものとする。

第14条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知し、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用する

などしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団、暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第16条 乙は、民法第541条及び第542条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第3項の規定は、前項の規定によって契約を解除された場合に準用する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該

期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２ 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

３ 甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（補則）

第１８条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を２通作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和８年４月１日

甲 和歌山市七番丁２３番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花 正啓

乙